



兵庫労働局発表  
平成28年10月13日

報道関係者 各位



[照会先]

兵庫労働局労働基準部  
安全課

課長 塩見 卓  
課長補佐 小川 江造  
安全専門官 畑中 義春

TEL 078-367-9152

FAX 078-367-9166

## 西日本高速道路(株)関西支社長へ緊急要請 新名神高速道路工事で足場解体中、墜落死亡災害発生を受け

兵庫労働局（局長 こばやし けん 小林 健）は、新名神高速道路建設現場の4月に発生した有馬川橋橋桁落下事故を受け、労働災害防止のため県内の橋梁工事現場への緊急立入調査を実施したところですが、大阪府箕面市の現場での仮設機材倒壊、さらに今月3日、広根第二高架橋工事において、つり足場を解体中に労働者が20メートル墜落し、死亡する事故が発生しました。

このため、発注者である西日本高速道路株式会社の関西支社長に対し、労働災害防止について一層の徹底を行うよう要請を行いました。

本日、兵庫労働局長から新名神高速道路建設工事の発注者である西日本高速道路株式会社関西支社長に対し、工事施工業者が労働安全衛生法等、関係法令に基づいた安全衛生対策が確実になされ一層の災害防止に取り組まれること、また、安全作業を遂行するための配慮等、発注者の責務を果たされるよう強く要請しました。

- ・平成28年 4月22日 有馬川橋建設工事における橋桁落下事故  
(死者2名、重軽傷8名)
- ・平成28年 5月10日～ 県内の橋梁工事施工現場への緊急立入調査実施
- ・平成28年 5月19日 余野川橋工事（大阪府箕面市）における仮設機材倒壊事故
- ・平成28年 7月29日～ 中断していた新名神高速道路橋梁工事現場への緊急立入調査実施
- ・平成28年10月 3日 広根第二高架橋工事における足場解体中の墜落事故  
(死者1名)
- ・平成28年10月13日 兵庫労働局長による緊急要請

※添付 「建設工事における労働災害の防止の徹底について（緊急要請）」



兵労発基 1013 第 1 号  
平成 28 年 10 月 13 日

西日本高速道路株式会社 関西支社  
支社長 村尾 光弘 殿

兵庫労働局長



建設工事における労働災害の防止の徹底について（緊急要請）

労働行政の推進につきましては、平素より格別のご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。さて、労働災害の防止につきましては、従来から行政の重点課題として各種対策を推進してきたところです。

特に、建設業では、重層下請構造の下、異職種労働者が同一の場所において作業する形態であり、工事の進捗に伴い日々作業内容が変化するという事業性質から、労働災害防止対策を行うに当たっては、工事現場における元方事業者による統括管理を始め、関係請負人を含めた自主的な安全衛生活動の推進を基本とされていますが、施工方法、工期等について安全な作業を遂行するための配慮を行うなど発注者としての責務・取組等も重要です。

しかしながら、貴社が発注した新名神高速道路有馬川橋工事において、4月22日に建設中の橋桁が落下、2人が死亡、8人が負傷する重大災害が発生しました。更に、5月19日には、大阪府箕面市内の新名神高速道路工事において高さ13mの仮設機材が倒壊し、被災者はいなかったものの有料道路が通行止めとなりました。

これを受け、当局では、同種災害の発生を防止すべき必要性に鑑みて、7月29日から発注者である貴社の担当者の同行を求め、県下の橋梁工事施工現場の緊急立入調査を実施したところです。

このような状況の下、10月3日には、貴社が発注した新名神高速道路広根第二高架橋工事において、つり足場解体作業中の労働者が墜落し死亡するという災害が発生したことは、極めて遺憾です。

つきましては、貴社が発注した新名神高速道路をはじめとした建設工事に関し、労働安全衛生法等関係法令に基づき、施工業者において橋梁部材又は架設用設備の落下・倒壊防止や墜落災害防止の措置等の安全衛生対策が十分なされるよう、発注者として一層の災害防止に取り組まれるよう要請します。

## (事業者等の責務)

第三条 事業者は、単にこの法律で定める労働災害の防止のための最低基準を守るだけでなく、快適な職場環境の実現と労働条件の改善を通じて職場における労働者の安全と健康を確保するようにならなければならない。また、事業者は、国が実施する労働災害の防止に関する施策に協力するようにならなければならない。

2 機械、器具その他の設備を設計し、製造し、若しくは輸入する者、原材料を製造し、若しくは輸入する者又は建設物を建設し、若しくは設計する者は、これらの物の設計、製造、輸入又は建設に際して、これらの物が使用されることによる労働災害の発生の防止に資するように努めなければならない。

3 建設工事の注文者等仕事を他人に請け負わせる者は、施工方法、工期等について、安全で衛生的な作業の遂行をそこなうおそれのある条件を附さないように配慮しなければならない。